

### 第3回 標準委員会 研究炉専門部会議事録

1. 日時 平成13年4月10日(火) 14:00~17:00

2. 場所 日本原子力学会 会議室

3. 出席者(敬称略)

(出席委員) 中澤(部会長)、高柳(副部会長)、丹沢(幹事)、小林(捷)、小林(久)、西郷、最首、鈴木、鶴田、西村、早川、廣田、古田、松本、宮坂(15名)

(代理出席委員) 三田(清水代理)(1名)

(欠席委員) 柴田(1名)

(常時参加者) 坂本(1名)

(事務局) 太田、市園

4. 配布資料

RTC3-1 第2回 標準委員会 研究炉専門部会議事録(案)

RTC3-2 人事について

RTC3-3 委員名簿(研究炉専門部会関係)(案)

RTC3-4 標準委員会の活動状況

RTC3-5 研究炉専門部会の活動方針(案)

RTC3-6 研究炉廃止措置分科会の活動状況

RTC3-7 放射線遮蔽分科会の活動状況

RTC3-8 標準委員会規定・運営内規・専門部会運営通則の解説(改定案)

RTC3-9 標準制定スケジュール(案)

RTC3-10 日本工業標準調査会のホームページ

5. 議事内容

議事に先立ち、事務局より、17名の委員中代理委員を含め16名の委員の出席があり、決議に必要な委員数(12名以上)を満足している旨の報告があった。

(1) 前回議事録の確認

前回議事録について承認された。

(2) 人事について

- 事務局より、平山英夫委員が、第1回放射線遮蔽分科会において、分科会主査に選任された旨の報告があった(RTC3-2)。平山委員の主査就任について、全員一致で承認した。
- 事務局より、清水委員から職務の都合により退任したい旨の申し出を受けているとの報告があり、本日をもって委員を退任することを確認した。
- 西郷委員より、本日代理出席の三田氏が適任であり、新委員候補として推薦したいとの提案があった。新委員候補に対する挙手による決議が行われ、全員一致で三田委員が選任された。
  - 上記の委員変更後の委員業種割合が規約に定めた条件を満足していることを確認した。

(3) 標準委員会の活動状況について

事務局より、RTC3-4により、標準委員会の全般的な活動状況報告を行った。以下のような審議が行われた。

- 第1号の標準が発行されたが、将来的に英語版を作成するのは、必要なことである。どこが英語版を作成するかを決めておく必要がある。

(4) 研究炉専門部会活動方針(案)の審議

事務局より、RTC2-5により、研究炉専門部会活動方針について、昨年末までとした追加コメントは特にないと報告があり、前回会議でのコメントを反映して修正した変更個所の説明を行った。以下のような審議が行われた。

- 加速器分野については、当面実施する意図がないようなら方針から外しておいた方がよい。

加速器分野は、炉が厳しい規制を受けてきたのに比べると、これまで余り手が付けられて来なかった分野である。放射線安全には加速器もからむものであり、日本原子力研究所/高エネルギー加速器研究機構の大型施設や食品照射の課題もある。当面はないかもしれないが、名前を消すのは適当ではない。2年後の報告で結果的にやらなかったということでもよい。

- 資料RTC3-5の 5. 当面の活動方針について(3)放射線遮蔽分科会 の3行目、「来年に予定されている」は、「平成13年4月の」とすべき。

- 同資料 2頁6行目「検査」の記載位置は、添付 1の表と合わせた書き方にすべき。

→ いずれもそのように訂正する。

部会長より、本件は既に何度かの審議が行われており、当面係わる部分について幾つか手を入れてきた。今回は殆ど修正箇所がなかった。将来しかるべき時期に再度見直し変更する必要があるが、当面の活動方針とすることで、既に

十分な審議をしたと考えられることから、挙手による決議に入りたいとの提案があり、了承された。  
挙手による決議の結果、研究炉専門部会活動方針（案）について、全員一致で承認した。

## (5) 分科会報告

### a) 研究炉廃止措置分科会

- 高柳副部長（研究炉廃止措置分科会主査）より、RTC3-6により、報告があった。次のような審議が行われた。
- ・法律上、開発中のものは研究炉から除かれている。また、使用済燃料の搬出とあるが、“搬出”の定義が変わってきている。必ずしもサイトから出すということではなく、燃料があっても解体に着手している。独立、分離した安全が確保されていることが条件となる。
  - ・JRR-1が解体中というのはおかしい。JRR-1は安全貯蔵中である。ある目標に向かったの準備中。目標に達した後は、安全貯蔵中、解体を完了させるための解体中、このような区別をすべきだ。廃止措置の状態はレベル区分を設ければ整理し易い。
  - ・廃炉段階を、①廃炉を前提に運転を停止、②燃料を取り出し2度と戻せなくなった状態、③廃炉前段階の措置、④最終措置とすることを分科会で提案した。
  - ・研究炉が廃炉段階になると管理が急に厳しくなるのではバランスが取れない。
  - ・臨界集合体の燃料は、外に取り出しても、また戻せば使える。原子炉として再び臨界にしないという担保をどのように取るかが問題。サイト内できちんと施設管理をするとの考えもあるが、同じ敷地内にあるのでは難しいのではないか。
  - ・臨界集合体は、出力が100w～数kWであり、一般の研究炉とは分けて考える必要がある。臨界集合体は使用済燃料とは言っていない。燃料を再加工して使った例もあり、受入先の基準によるが、ガイドラインでは燃料を上流側に戻せる道を付けておく必要がある。
  - ・臨界集合体燃料のグリッドを取り外して、刻んでしまうことで、再び戻すことはできなくなる。
  - ・チラーや燃料プールの冷却系を全く別システムにするような処置を行うことで、解体作業はできる。しかし、燃料プールのある同じ部屋で解体作業を行うということではできない。基本的な安全レベルの担保をしっかりと取って、科学的にみても安全な管理が行われているということを示せば良い。
  - ・1996年にNRCが廃止措置に関する法律を改正し、廃止措置の手続き論を整理した。また、Regulatory Guide 1.184(2000年7月)を発行している。対象は発電炉であるが、参考になる。ライセンスを廃止措置活動(PSDAR)と認可終了(LTP)の2つに分けている。
  - ・標準で考え方を示しただけで、法令の裏付がないのでは実効力を持たないのではないか。
  - ・法令で引用されなくとも、例えば臨界ハンドブックを設置の申請者が引用しているような例があり、個別の標準を事業者が使用することで役に立つと思われる。
  - ・設置許可申請書の「使用目的」を達成するために必要な行為であって、法令には記載がなく、設工認にも該当しない場合、それを実施できないと考えるのではなく、設置者の裁量と責任において実施できる方向で考えて欲しい。
  - ・標準ができて標準通りにできない所は必ず出てくると思われる。法令に盛り込む（引用される）ということを目標にしないことにしたい。
  - ・標準の策定作業の過程で「この事項については法令としての整備が望ましい」ということが出て来るかもしれない。その場合は、別にその努力をすればよい。
  - ・標準の策定にあたっては、マンパワーに限りがあり、資金が潤沢でない事業所にもそれが適用できるかということを中心に念頭においておかなければならない。

### b) 放射線遮蔽分科会

- 坂本常時参加者より、RTC3-7により、報告があった。次のような審議が行われた。
- ・学会でとりまとめようとしているデータに著作権はあるのか。
  - 原子力学会誌は論文が受理された時、著者から著作権を原子力学会に移す手続きを取っているが、本データについても同様な扱いで考えたい。
  - ・検討項目 a. から h. まで、全てをやるとなると相当量なものになるが。
  - 優先度の高いものから、順次手掛けて、1年後には最初の標準を出したい。
  - ・モンテカルロ法については、具体的な要望として出て来なかった。当面手は付けられないかも知れないが、将来的にはやりたい。
  - ・できるだけ多くの人に使ってもらうため、できるだけ発行部数を増やして、単価を抑えていきたい。分科会では、標準活動は寄付を受けて行い、標準はできるだけ安価（無料）にすべしとの意見があった。
  - 意見があったことを委員会に伝える。

## (6) 規約類改定について

事務局より、RTC3-8により、標準委員会運営内規及び専門部会運営通則の改定案の説明が行われ、以下のような審議が行われた。

- ・規約の一部改正の際、条や項をこれまでのものからずらすと、これまでの議事録等との整合がとれなくなるため、条や項をずらしてはいけない。「第○条の2」のようにする。ずらして良いのは全面改正の場合のみ。
- 拝承

## 6. 次回開催予定

第4回専門部会を、7月19日（木）、午後に開催する。

以上